

令和 年 月 日議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 4 月 3 0 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町要綱第 2 7 号

佐用町妊婦のための支援給付事業実施要綱

佐用町妊婦のための支援給付事業実施要綱をここに公布する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町妊婦のための支援給付事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく妊婦のための支援給付を実施することについて、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦 産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者
- (2) 妊婦等包括相談支援事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 第22項の規定に基づき町が実施する事業
- (3) 妊婦給付認定 法第10条の 9 第 1 項に規定する認定

(委託)

第 3 条 町長は、本事業の実施に当たり必要な業務等を適切に執行できる事業者に委託できるものとする。

(妊婦支援給付金の内容)

第 4 条 妊婦支援給付金は次の各号に定める給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める内容を実施するものとする。

- (1) 妊婦支援給付金（1 回目） 妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）に 5 万円を支給するもの
- (2) 妊婦支援給付金（2 回目） 法第10条の13第 1 項に規定する胎児の数の届出（以下「胎児の数の届出」という。）をした妊婦給付認定者に胎児の数に 5 万円を乗じて得た額を支給するもの

(妊婦支援給付金（1 回目）の支給対象者)

第 5 条 前条第 1 項第 1 号の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日以降に母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定により妊娠の届出をした妊婦（令和 7 年 4 月 1 日以降に流産、死産又は人口妊娠中絶をした妊婦が妊婦支援給付金（1 回目）の支給を希望する場合を含む。）で、妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として、他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から支給される妊婦支援給付金（1 回目）の支給（予定を含む。）を受けていない妊婦又は同年 3 月31日までに妊娠の届出をしたが、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和 4 年12月26日付け子発1226第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき市町村から支給される出産応援ギフトの支給

(予定を含む。)を受けていない妊婦

(2) 妊婦給付認定の申請(以下「妊婦給付認定申請」という。)時点で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による本町の住民基本台帳に記載されている者

(3) 妊婦給付認定申請時に妊婦等包括相談支援事業による保健師等との面談を受けた者。ただし、妊婦給付認定申請前に流産又は死産をした場合又は町長がやむを得ない特別な事情があると認めた場合は、面談を要しないものとする。

(妊婦支援給付金(2回目)の支給対象者)

第6条 第4条第1項第2号の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年4月1日以降に出産(流産又は死産を含む。)し、妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として、他の市町村から支給される妊婦支援給付金(2回目)の支給(予定を含む。)を受けていない者

(2) 胎児の数の届出時点で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による本町の住民基本台帳に記載されている者

(3) 胎児の数の届出時に、妊婦等包括相談支援事業による保健師等との面談を受けた者。ただし、胎児の数の届出前に流産、死産又は児童が死亡した場合又は町長がやむを得ない特別な事情があると認めた場合は、面談を要しないものとする。

(妊婦給付認定)

第7条 妊婦支援給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「佐用町妊婦のための支援給付申請書(1回目)」(様式第1号)を町長に提出し、妊婦給付認定を受けなければならない。この場合において、申請者は、他の市町村における妊婦支援給付金の受給状況の申告及び本町が給付金の適切な支給のため関係機関等に必要な情報を確認し、及び共有することについての同意をしなければならない。

2 町長は、前項の認定に当たり必要な書類がある場合は、その書類を提出させることができる。

3 町長は、申請者から第1項の規定による申請を受けた場合は、速やかに審査し、当該申請が適当であると認めるときは、妊婦支援給付金(1回目)の支給を決定し、指定する金融機関(妊婦本人名義の口座に限る。)に振り込むものとする。

(胎児の数の届出)

第8条 申請者は、出産予定日の8週間前の日(出産予定日の8週間前の日以前に死産し、又は流産した場合はその日)以降に、「佐用町妊婦のための支援給付申請書(2回目)」(様式第2号)により、当該申請者の胎児の数等を届け出なければならない。この場合において、申請者は、他の市町村で同様の給付を受けていない旨の申告及び本町が給付金の適切な支給のため関係機関等に必要な情報を確認し、及び共有することについての同意をしなければならない。

2 町長は、前項の届出の審査に当たり必要な書類がある場合は、その書類を提出させることができる。

- 3 町長は、申請者から第1項の規定による届出を受けた場合は、速やかに審査し、当該申請が適当であると認めるときは、妊婦支援給付金（2回目）の支給を決定し、指定する金融機関（妊婦本人名義の口座に限る。）に振り込むものとする。

（本人確認）

第9条 町長は、妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出を受けるに当たり、必要に応じて公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させることにより申請者の本人確認を行うことができる。

（妊婦給付認定の取消し）

第10条 第7条第1項に基づく妊婦給付認定を受けた者で、妊婦支援給付金（2回目）の給付を受けていない者が本町から転出したときは、町長は当該妊婦給付認定を取消すものとする。

- 2 前項の規定による妊婦給付認定の取消しは、転出日又は妊婦支援給付金の支給日の翌日のいずれか遅い日をもって取消すものとする。

（申請等が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 支給対象者から法第73条第1項の時効により妊婦のための支援給付を受ける権利が消滅するまでに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が、妊婦支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 町長が第7条第3項及び第9条第3項に規定する決定を行った後、申請者の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請等は取下げられたものとみなす。

（不正利得の徴収）

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により妊婦のための支援給付を受けた者があるときは、その者から、その妊婦のための支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
（佐用町伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業要綱の廃止）
- 2 佐用町伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業要綱（令和5年要綱第2号）は廃止する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

佐用町妊婦のための支援給付申請書（1 回目）

令和 年 月 日

佐用町長 様

氏 名			
現住所	〒		-
	佐用町		
電話番号			
妊娠届出日	年	月	日
妊娠届出日時点での住所地（現住所と異なる場合のみ記載）			

妊婦のための支援給付（妊婦 1 人につき 5 万円）を

☐希望します。



☐他の市区町村で、妊婦のための支援給付（現金や物品）の支給を受けて
いません。
※支給状況などについて、他の市区町村に確認することがあります。

振込先口座（※本人名義の口座に限る）

金融機関名	兵庫西農協・兵庫信用金庫・西兵庫信用金庫 ゆうちょ銀行・淡陽信用組合 その他（ ）	支店	
（カナ） ☐ 座名義		☐ 座 種別	普通 ・ 当座
☐ 座番号			

☐希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市区町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名

様式第2号（第9条関係）

佐用町妊婦のための支援給付申請書（2回目）

令和 年 月 日

佐用町長 様

氏 名 _____
現住所 〒 _____
_____ 佐用町 _____
電話番号 _____
出産予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
胎児の数 _____ 人

妊婦のための支援給付（胎児1人につき5万円）を

☐希望します。



☐他の市区町村で、2回目の妊婦のための支援給付（現金や物品）の支給を受けていません。
※支給状況などについて、他の市区町村に確認することがあります。

振込先口座（※本人名義の口座に限る）

金融機関名	兵庫西農協・兵庫信用金庫・西兵庫信用金庫 ゆうちょ銀行・淡陽信用組合 その他（ ）	支店	
（カナ） 口座名義		口座 種別	普通 ・ 当座
口座番号			

☐希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市区町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名 _____